

日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン

本ガイドラインは、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづき、会員が研究活動を行う際に留意しなければならない事項について定めたものである。

1. 倫理的配慮

- 1) 研究成果を著書・論文・学会等で発表する場合は、研究目的を外れて社会的に不適切と考えられる用語や差別的表現とされる用語を使用してはならない。引用文中の語についてはこの限りではないが、その旨を明示しなければならない。
- 2) 研究を実施するにあたっては、倫理的問題が生じる可能性について事前に検討しなければならない。
- 3) 人を対象とする研究を実施するにあたっては、所属する研究機関による研究倫理審査を受けることができる場合は、原則として審査を受けなければならない。
- 4) 会員は、研究活動全般において、その研究の資金提供者等の恣意的な意図に影響されてはならず、科学性や公平性に基づいて研究を行う必要がある。

2. 調査研究の実施

- 5) 調査用紙（質問紙）やインタビュー調査の質問項目の文言は、対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。
- 6) 調査によって得られたデータを偽造・捏造・改竄してはならない。
- 7) 質問紙等の調査関係資料および結果データは、厳重に管理しなければならない。
- 8) 人を対象とした調査を実施する場合は、調査対象者に対して調査目的、内容、公表の可能性、協力は任意であることについて十分説明し、理解されたことを確認し、原則として、文書または口頭で同意を得なければならない。また、途中で回答をやめる、答えたくない質問に答えない権利があることも伝えなければならない。
- 9) 判断能力が十分でない対象者については、その理解力に応じた分かりやすい言葉で説明するよう努め、必要に応じて代諾者の同意を得るなど、本人の利益を損なわないよう最大限の配慮をしなければならない。

3. 研究成果の発表

- 10) 調査結果を発表する際には、個人や団体、地域、組織等の名誉を棄損したり、無用に個人情報を開示したりすることがないように配慮しなければならない。
- 11) 調査結果を改竄してはならない。また、調査結果の発表にあたっては、調査の手続き過程が詳細に示されなければならない。
- 12) 調査によって得られた情報は、本来の目的以外のために利用してはならない。
- 13) 先行研究で用いられた調査項目の全部または一部を使用した場合には、発表する際にその旨を明示しなければならない。
- 14) 事例研究をする場合は、原則として、調査対象者を特定できないように匿名化して使用しなければならない。その際、事例に加工が加えられている場合はその旨を表示しなければならない。

- 15) 共同研究の成果の発表にあたっては、構成員は研究過程と成果への貢献に応じた取り扱いを受けなければならない。研究に直接貢献していないにもかかわらず著者に名前を連ねる行為（ギフトオーサーシップ）や、研究に重要な貢献をしているにもかかわらず成果物に明記しない行為（ゴーストオーサーシップ）は慎まなければならない。
- 16) 共同研究の成果の一部を、他の共同研究者の同意なく単著で発表することは慎まなければならない。

4. 引用

- 17) 研究は、先行業績の上に新たな知見を積み重ねることである。従って、先行業績の検討に際しては、自説と他説とを峻別することが重要であり、これを怠ると盗作もしくは剽窃として最も重大な倫理違反の一つとなることを強く自覚しなければならない。
- 18) 引用は出来る限り原典主義を貫くべきであり、原典が入手できない等の止むを得ない場合にのみ、いわゆる「孫引き」が許される。

5. 論文投稿

- 19) 原著の投稿、あるいは公表については、二重（多重）に行ってはならない。
- 20) すでに自身によって公表された研究成果の一部を修正して発表する場合は、その旨を明示しなければならない。
- 21) その他、論文を学会誌に投稿する場合は、投稿規定、執筆要領等を遵守しなければならない。

6. 査読

- 22) 査読は、投稿された研究業績の評価を含むものであるから、査読者は公正・客観的に評価を行い、かつ指摘する内容が明確でなければならない。
- 23) 査読は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。

7. 書評

- 24) 書評は、発刊された研究業績の評価を含むものであるから、評者は公正・客観的に批評しなければならない。
- 25) 書評は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。

8. 学会発表

- 26) 学会発表に際しては、事前に研究者同士でピアレビューしたり、大学院生の場合は指導教員による指導を受けることが望ましい。
- 27) 学会で発表する場合は、その内容が時代の先端にあるか、独自性があることの自覚のもとで行わなければならない。

9. 研究費

- 28) 外部資金（研究費）を使用して研究する場合には、その会計を明瞭にし、研究目的に合致した予算、予算に合致した使用、支出に関する領収書などの証拠書類の整理保存に

努め、その使用が不正なものであってはならない。

29) 研究結果を発表する際には、外部資金を用いた旨を成果物に明示しなければならない。

10. ハラスメント

30) 会員は、対象を特定し、もしくは特定せずに、不当な中傷を行ってはならない。

31) 会員は、研究活動において、いかなるハラスメント行為もしてはならない。

32) 大学内・研究所内あるいは上記の共同研究組織において、上位の権限・権威・権力・影響力を持つ者がそれを行って、下位の者に対して、研究・教育・資格付与・昇進・配分等において不当な差別を行うなど、不利益を与えてはならない。